

## 出産入院時の一部費用に係る消費税額の誤徴収について(お詫び)

この度、当院において、出産入院時の一部費用について、誤って課税処理していたため、消費税額を誤徴収していたことが判明いたしました。当院の不幸により、ご迷惑をおかけしました皆さまに対し、心よりお詫びを申し上げます。

今後はこのようなことがないよう、院内における確認体制の構築などの再発防止に取り組んでまいります。

### 1. 概要

当院が請求した出産入院に係る一部費用(室料差額)において、本来であれば非課税として計算するところを、誤って課税として計算していたため、消費税額を誤徴収していたものです。

### 2. 対応方針

返金対象となる方には、誤徴収した消費税相当額及び誤徴収によって生じた遅延損害金を返金します。

また、当院で保管している書類で特定できなかったものの、ご本人等からの個別のお申し出については、当時の関係書類により誤徴収の状況を確認の上、誤徴収した消費税相当額及び誤徴収によって生じた遅延損害金を返金いたします。

### 3. 返金方法

返金対象となる方には、返金額や返金方法等に関する案内を送付いたしますので、同封の書類に必要事項をご記入いただき、返信用封筒でご返送いただきますようお願いいたします。

ご返送いただいた必要書類の受付後、返金対象となる消費税相当額及び誤徴収によって生じた遅延損害金をご指定の口座へ振り込みにて返金いたします。

なお、病院職員が電話等により、口座の暗証番号をお聞きすることはありません。くれぐれも「なりすまし」にはご注意くださいようお願いいたします。

### 4. 再発防止策

消費税非課税の取扱いに係る国の通知等の内容について再点検し、関係職員に周知徹底を図ります。

今後も、定期的なチェックを行うとともに、法令改正等の際には、関係機関と十分に連携し、不明確な部分は必ず照会等を行うなど確認作業を徹底し再発防止に努めます。

(お問い合わせ先)

独立行政法人 千葉労災病院 医事課医事係

電話番号: 0436-74-1111(代)

受付時間: 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)